

移住支援金広告作成等支援業務仕様書

1 委託業務の目的

宮城県では、東京圏への過度な一極集中の是正と地域の中小企業を中心とした人手不足の解消を目的として、「移住支援金事業」を開始し、支給要件となる求人情報について、宮城県U I Jターン支援に関する専用ホームページ「みやぎ移住・交流ガイド」内のマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に掲載するほか、東京に設置している宮城県の移住総合支援窓口「みやぎ移住サポートセンター」においてU I Jターン就職希望者とのマッチングを図っているところである。

本業務はU I Jターン人材の採用を希望する企業に対し、求人広告作成等に関する支援を行うとともに、首都圏を中心とした地域に居住する潜在的なU I Jターン希望者に対して、本県への移住促進のためのプロモーションを展開するもの。

2 本業務の構成

(1) 移住支援金対象求人広告作成支援業務

東京圏から県内への移住者に対する移住支援金事業に関連して、本県のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象求人を出す法人（以下「支援金対象法人」という。）に対して、マッチングサイトに掲載する求人広告の作成支援等を行い、支援対象となり得る移住支援金支給対象者及び都市部からのU I Jターンを希望する者に対し、支援金対象法人の魅力を最大限引き出すことにより、県内法人への人材環流を促し、県内法人の人材確保を支援するものである。

(2) みやぎ移住・交流ガイドデジタルマーケティング業務

移住支援金支給対象となり得る、東京圏に住む潜在的なU I Jターン希望者に対し、「みやぎ移住・交流ガイド」及び宮城県内市町村の認知向上を図るとともに、各市町村の魅力を発信するため、デジタルによる広告配信を行い、移住支援金対象求人へのリーチを高めるほか、継続的なデータの収集・分析を行い、効果的なプロモーションの展開を図るもの。

3 事業の実施場所

みやぎジョブカフェ（業務を支障なく行える場合はこの限りではない。）

4 委託業務の概要

(1) 移住支援金対象求人広告作成支援業務

| 項目 | 委託業務内容 | 概要 |
|--|--|---|
| 1 支援金対象法人の移住支援金対象求人に関する移住支援金対象求人広告の作成支 | 支援対象法人が作成した「移住支援金対象求人申込書兼求人票」を確認し、魅力ある情報に更新するため、支援対象法人に原則個別訪問を行った上でヒアリングを行い、 | ・掲載にあたっては、掲載スキーム等について、発注者及びマッチングサイトの管理運営を行う事業者と調整を図ったうえで実施すること。 |

| | | | |
|---|-----------------------|--|--|
| | 援 | 魅力ある求人情報の作成を支援した上で、マッチングサイトに入力し掲載する。 | ・入力のために必要な ID 及びパスワードは別途発注者より付与する。 |
| 2 | 掲載済み移住支援金対象求人管理 | 既にマッチングサイトに掲載されている移住支援対象求人情報の更新等を定期的に行い、常に最新の情報が提供出来るように管理する他、本体事業及びその他連携機関において、求職希望者から問い合わせの多いマッチングサイト掲載企業の求人内容を分析し、移住支援金対象法人の求人情報に反映させること。 | |
| 3 | 支援対象となり得る法人への事業周知 | 県内市町村移住支援金事業担当課の求めに応じ、対象法人の掘り起こしを行う。 | 別紙 1 に記載する企業採用コンシェルジュによる企業訪問と連携した企業掘り起こしを展開すること。 |
| 4 | 求人広告作成に関するセミナー&相談会の開催 | 支援金対象法人に対して、効果的な求人広告を作成するためのセミナー及び個々の企業の求人広告内容の具体的な見直しを図る相談会を行うイベントを 5 回程度開催すること。 | 開催時期及び開催場所等の開催方法は別途発注者と協議の上決定すること。 |
| 5 | その他 | 業務の実施にあたっては、関係機関からの求人内容に係る照会に対し適切な情報提供を行うこと。 | |

(2) みやぎ移住・交流ガイドデジタルマーケティング業務

| 項目 | | 委託業務内容 | 摘要 |
|----|-------------------------|---|---|
| 1 | 宮城県への UIJ ターンを喚起する動画の作成 | ・動画広告用に宮城県で実施する「移住支援金事業」を盛り込んだ動画を作成する。 なお、作成する動画は 15 秒から 30 秒程度のものを 1 本以上作成することを目安とするが、作成にあたっては、最適な時間及び本数を提案した上で発注者と協議の上、決定する。 | |
| | 動画及び WEB による広告配信 | ・作成した動画を用いた YouTube 等の動画広告及び画像を用いたインターネット上のディスプレイ広告を、年間 3 回程度で行うこと。 | ・広告を掲載するインターネットの各プラットフォームについて、企画提案に盛り込むこと。 ・広告が適切なサイトやコンテンツに |

| | | | |
|---|-------------|--|---|
| | | <p>なお、上半期に実施する広告では、県が所有する動画・画像を使用するものとし、広告における利用に限り、県は受注者に貸与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告からのランディングページへの流入の計測及び分析を行うための設定を行うこと。 | <p>掲載されているか等、広告価値毀損の課題についての対策を確実に講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告を掲載する各プラットフォームに最適化するための作成・編集を適宜行うこと。 ・広告を配信するために必要な設定を効果的に実施し、広告の実施状況を確認するための閲覧権等状況を発注者に付与すること。 |
| | WEB サイト誘導業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県及び県内市町村の魅力を訴求できるよう、動画広告及びディスプレイ広告から、「みやぎ移住・交流ガイド」及び「みやぎ移住サポートセンター」のほか県内市町村の移住関連サイトへ誘導できるランディングページを作成、誘導すること。 | |
| 2 | 効果測定及び報告業務 | <p>この業務について、広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性（ターゲットに即しているか）や動画等からのサイト誘導状況を分析しながら、広報に関する改善策を発注者と協議の上、実施すること。</p> | |

5 業務実施体制

下記に定める担当者を配置すること。適切な範囲内で、他業務との兼任を可とする。

(1) 移住支援金対象求人広告作成支援業務

対象企業の掘り起こしなどに従事する企業担当 1名

事務担当者 1名

(2) みやぎ移住・交流ガイドデジタルマーケティング業務

業務担当者 1名

6 数値目標

(1) 移住支援金対象求人広告作成支援業務

移住支援金対象求人の新規獲得件数 80件以上

セミナー参加企業数 60社

(2) みやぎ移住・交流ガイドデジタルマーケティング業務

動画広告及びディスプレイ広告からのランディングページへの流入数 34,000件

7 提出物等

本事業の実施にあたっては、共通事項に定めるものの他に以下について作成し、提出すること。

(1) 移住支援金対象求人広告作成支援業務

業務完了時に以下を提出すること

ア 実績報告書（A4判） 紙媒体2部及び電子媒体（CD-ROM）1枚

イ 分析手法説明書及び分析結果報告書 紙媒体2部及び電子媒体（CD-ROM）1枚

ウ 制作した動画及びバナー画像を収めたDVD-ROM 2枚

※動画については、リエディット可能なマスターデータ及びMPEG-4形式とする。

(2) みやぎ移住・交流ガイドデジタルマーケティング業務

事業実施報告書（マッチングサイトへの登録状況、法人訪問状況、相談状況等）を毎月作成し、発注者に提出及び説明すること。

また業務完了時には支援対象法人に係る情報等一式及びその他、相談対応や訪問等で得た情報等一式を提出すること。

8 著作権等について

イ この業務により受注者が発注者に引き渡す納入物及び納入物のために作成される成果物の著作権等の取扱いは次に定めるところによる。

(イ) 受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作物の権利）に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

(ロ) 受注者は、あらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権）に規定する権利を行使しない。

ロ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

ハ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

ニ Google Ad等を利用する場合等における各種アカウント作成時には、内容について発注者の承認を得ること。